

報告事項ソ

県と米子市との体育施設の交換に係る協定調印式について

県と米子市との体育施設の交換に係る協定調印式について、別紙のとおり報告します。

平成25年4月23日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

# 県と米子市との体育施設の交換に係る協定調印式について

スポーツ健康教育課

県と米子市は、県の水泳競技の競技力向上と市民の健康増進のため、県営米子屋内プールと米子市営東山水泳場を交換することで合意したので、その合意内容について、協定を締結しました。

## 1 協定調印式の日時

平成25年3月25日（月）

## 2 場所

知事公邸 第1応接室

## 3 協定者

鳥取県 知事 平井 伸治

米子市 市長 野坂 康夫



## 4 その他出席者

鳥取県教育委員会 教育長 横濱 純一

米子市教育委員会 教育長 北尾 慶治

(一財)鳥取県水泳連盟 会長 藤縄 喜和

(公財)鳥取県体育協会 会長 油野 利博

## 5 協定書の概要

- (1) 米子市営東山水泳場（屋外・屋内）と鳥取県営米子屋内プール（体育館等の付随施設は除く）を交換するため、互いに必要な議決を経て無償で譲渡する。
- (2) 譲り受けた施設について、県は、県の水泳競技力向上を、米子市は、市民の健康増進を図るよう管理運営を行う。
- (3) 水泳施設の交換までに、互いに所有者において必要な改修を行う。
- (4) それぞれの施設の用地は無償譲渡の対象とせず、相互に無償貸付けを行うものとする。
- (5) 交換の時期は、それぞれの施設に係る改修工事終了後、必要な議決を経て速やかに行う。但し、既に実施済みの改修工事費に起債償還の債務が残る場合は、償還後とし、それまでの間は、無償貸付を行うものとする。